

介護老人保健施設 桜の里利用料一覧表

(1) 基本料金

① 施設利用料（施設サービス費）

※ 介護保険制度では要介護認定による要介護度によって利用料が異なり、介護保険負担割合証に記載されている割合にて自己負担も異なります。

※ （1ヶ月あたりの自己負担額です。）

（基本型）

多床室の場合	多床室日額 I (iii)	多床室月額 (30日計算の場合)	1割負担 (30日計算の場合)	2割負担 (30日計算の場合)	3割負担 (30日計算の場合)
要介護1	7,930円	237,900円	23,790円	47,580円	71,370円
要介護2	8,430円	252,900円	25,290円	50,580円	75,870円
要介護3	9,080円	272,400円	27,240円	54,480円	81,720円
要介護4	9,610円	288,300円	28,830円	57,660円	86,490円
要介護5	10,120円	303,600円	30,360円	60,720円	91,080円

（基本型）

個室の場合	従来型個室日額 I (i)	従来型個室 (30日計算の場合)	1割負担 (30日計算の場合)	2割負担 (30日計算の場合)	3割負担 (30日計算の場合)
要介護1	7,170円	215,100円	21,510円	43,020円	64,530円
要介護2	7,630円	228,900円	22,890円	45,780円	68,670円
要介護3	8,280円	248,400円	24,840円	49,680円	74,520円
要介護4	8,830円	264,900円	26,490円	52,980円	79,470円
要介護5	9,320円	279,600円	27,960円	55,920円	83,880円

② 加算料金（介護保険負担割合証に記載されてる割合）

項目	加算額	備考
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	2,580円/日	入所後3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを行ない、且つ入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行なうと共に、その情報を厚労省に提出し、必要に応じリハビリテーション計画を見直す場合
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	2,000円/日	入所後3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行なった場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	2,400円/日	①リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、在宅復帰に向けた生活機能の改善を目的として、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施した場合。 ※入所後3ヶ月以内、週3日を限度とする ②入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、退所後の生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している事
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1,200円/日	上記①に該当する場合
認知症ケア加算	760円/日	施設・設備を中心に算定要件に個別ケアの実施
夜勤体制加算	240円/日	夜勤職員の配置に対する基準
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円/日	施設の介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合
療養食加算	60円/回	該当者のみ
経口移行加算	280円/回	該当者のみ
経口維持加算（Ⅰ）	4,000円/月	I：該当者のみ
初期加算（Ⅰ）	600円/日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した場合

初期加算（Ⅱ）	300円/日	入所した日から起算して30日以内
若年性認知症入所者受入加算	1,200円/日	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない
外泊時費用	3,620円/日	外泊初日と最終日は基本料金になります
外泊時費用 (在宅サービス利用時)	8,000円/日	1月に6日を限度となります
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	4,500円/回	入所前後に居宅を訪問し、入所者及びご家族等に対し療養上の指導を行った場合
試行的退所時指導加算	4,000円	入所者及びご家族等に退所後の療養上の指導を行った場合。(試行的な退所を行なった場合、3回まで)
退所時情報提供加算(Ⅰ)	5,000円	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、入所者の診療情報 心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)	2,500円	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	6,000円	入所者の退所前に、入所者をご利用を希望する指定居宅介護支援事業者に、必要な情報を提供し、当該事業者と連携して退所後の居宅サービスのご利用に関する調整を行った場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	4,000円	入所者の退所前に、入所者をご利用を希望する指定居宅介護支援事業者に、必要な情報を提供し、当該事業者と連携して退所後の居宅サービスのご利用に関する調整を行った場合
訪問看護指示加算	3,000円	該当者のみ入所中1回
緊急時施設療養費 (緊急時治療管理)	5,180円	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要とする場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行なったとき算定。ただし、3日を限度とし加算
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	2,390円/日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合 ※1月に1回、連続する7日を限度とする
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	4,800円/日	所定疾患施設療養費(Ⅰ)の要件に加え、施設医が感染症対策に関する研修を受講している場合 ※1月に1回、連続する10日を限度とする
ターミナルケア加算	720円/日 1,600円/日 9,100円/日 19,000円/日	(死亡日以前31日以上45日以下) (死亡日以前4日以上30日以下) (死亡日前日及び前々日) (死亡日)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	510円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の基準を満たした場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	900円/月	歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1,100円/月	口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合

認知症行動・心理症状 緊急対応加算	2,000円/日	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難な為、緊急に入所になった場合 (入所した日から起算して7日を限度とする)
かかりつけ医連携薬剤 調整加算(Ⅰ)イ	1,400円/1回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設の医師と入所前のかかりつけ医が共同し、入所中に処方の内容を総合的に評価及び調整し、療養上必要な指導を行う場合
かかりつけ医連携薬剤 調整加算(Ⅰ)ロ	700円/1回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、療養上必要な指導を行う場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	400円/月	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	600円/月	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病の状況や薬剤情報等の情報、その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
自立支援促進加算	3,000円/月	医師が入所者ごとに、自立支援の為に特に必要な医学的評価を入所時に行い、3カ月に1回は医学的評価の見直しを行った場合
安全対策体制加算	200円/1回のみ	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅰ)	530円/月	リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、以下の要件を満たす場合について評価する。 ア) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定している イ) リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有する。その際、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用していること。 ウ) 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有していること。
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅱ)	330円/月	・入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出する。 ・サービスの向上を図る為に提出情報及びフィードバック情報を活用しサービスの質の管理を行う。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(基本料金+算定した加算料金の合計)×1000分の71	
再入所時栄養連携加算	2,000円	対象者：厚生労働大臣が定める特別食*を必要とする入所者 *腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食
栄養マネジメント強化加算	110円/日	低栄養リスクの高い入所者に対して多職種が協同して低栄養リスクの改善に関する評価をした場合

退所時栄養情報連携加算	700円/日	居宅、他の介護保健施設、医療機関等に退所する入所者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行なわれる様に管理栄養士が情報を提供する場合
協力医療機関連携加算（1）	1,000円/月	施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合、協力医療機関との連携の下で、より適切な対応を行う体制を確保する観点から、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的で開催する。 ※協力医療機関が、下記要件①～③を満たす場合（協力医療機関の要件） ① 入所者の病状が急変した場合、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している ② 施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること ③ 入所者の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
協力医療機関連携加算（2）	50円/日	協力医療機関が、要件①～③以外の場合
認知症チームケア推進加算（I）	1,500円/月	認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に対応するために平時から取り組みをしている場合 ①入所者総数の内、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症者の割合が2分の1以上 ②「BPSDの予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者、又は「認知症介護に係る専門的な研修」および「認知症のBPSDの予防等に資するケアプログラムを含んだ研修」を修了した者を1名以上配置し、BPSDに対応するチームを組んでいる ③対象者個別にBPSDの評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、BPSDの予防等に資するチームケアを実施 ④BPSDの予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、BPSDの有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施
認知症チームケア推進加算（II）	1,200円/月	・（I）の①、③及び④に掲げる基準に適合 ・「BPSDの予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修」修了者の1名以上配置、かつ複数人の介護職員からなる認知症のBPSDに対応するチームを組む
高齢者施設等感染対策向上加算（I）	100円/日	①新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している

<p>高齢者施設等感染対策 向上加算（Ⅱ）</p>	<p>50円/日</p>	<p>診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている</p>
<p>新興感染症等施設療養費</p>	<p>2,400円/日</p>	<p>入所者が厚生労働省大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスをおこなった場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する</p>
<p>生産性向上推進体制加算（Ⅰ）</p>	<p>1,000円/月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（Ⅱ）の要件を満たし、業務改善の取組による成果が確認されている ・見守り器機等のテクノロジーを複数導入 ・職員間の適切な役割分担の取組等 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供
<p>生産性向上推進体制加算（Ⅱ）</p>	<p>100円/月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や安全対策を講じた上で、生産性向上がオンラインに基づいた改善活動を継続的に行っている ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行う

③ 食事費 / 1食 朝・520円 昼・660円 夕・740円

④ 居住費 / 1日 多床室 437円
従来型個室 1,728円

食費及び居住費については、負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載されている負担額です。

段 階	食 費 日 額	居 住 費 日 額	従 来 型 個 室
1 段 階	300円	0円	550円
2 段 階	390円	430円	550円
3 段 階 ①	650円	430円	1,370円
3 段 階 ②	1,360円	430円	1,370円
4 段 階	1,920円	437円	1,728円

※ただし、食費は、1食ではなく1日あたりです。

(2) その他の料金

※ 介護保険対象外サービス料金

費 用	種 別	料 金	備 考
室 料 (税込)	個室料 (利用者希望)	1,650円	一般棟のみ (1日あたり)
電 気 代 (税込)	テレビ	55円	(1日あたり)
	電気アンカ	11円	
理美容代 (税込)	カット	1,650円	業者委託 (エトワール企画)
	髪染めのみ	3,850円	
	パーマ (カット込)	5,500円	
	髪染め (カット込)	5,500円	
	坊主頭	1,430円	
	シャンプー	550円	
	顔そり	550円	
健康管理費	予防接種等	実費	インフルエンザ等
訓練材料費	手芸等の材料費	実費	個人で希望の方のみ

- ※ 個室の利用をご希望される場合に支払いいただきます。尚、外泊時にも室料をいただくことになります。
- ※ 電気代は、テレビ・電気アンカ等を個人的に使用する場合の料金。
- ※ 理美容代は、個人的に理美容をご利用の場合の料金。
- ※ 健康管理費はインフルエンザ予防接種等に係る料金。
- ※ 訓練材料費は手芸等の材料を個人で希望される方のみ。
- ※ その他、料金を掲示したものの以外に、個人等からのご依頼により購入する品物については実費を徴収いたします。

協力医療機関

江南病院 朝日野総合病院 ちぢいわ歯科クリニック 今村歯科医院 中山記念病院

令和7年4月1日改定